

新発田市中心市街地エリア空き店舗利活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地のエリアにおける出店を促進するとともに、にぎわいを創出し、もって地域経済の活性化を図ることを目的として、空き店舗等で補助事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において新発田市中心市街地エリア空き店舗利活用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 新発田市中心市街地活性化推進条例（平成21年新発田市条例第34号）第2条第1号に規定する中心市街地をいう。
- (2) 空き店舗等 現に活用されていない店舗、施設、遊休地等をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中心市街地の空き店舗等で開催され、かつ、第1条に規定する補助金の目的に効果、成果等が期待できる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。

- (1) 政治的目的又は宗教的目的があると認められる事業
- (2) 営利を目的としていると認められる事業
- (3) 特定の個人又は団体のみが利益を受けると認められる事業
- (4) 他の制度による補助金等の交付を受ける事業
- (5) その他公序良俗に反すると認められる事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、個人又は事業者等で構成される団体であって、補助事業を実施する団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付対象としない。

- (1) 当該団体を構成する個人又は事業者の代表者、役員、使用人、従業員、構成員等が新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に所属し、又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と社会的に避難されるべき関係を有すると認められるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員が団体を構成する事業者の経営に実質的に関与していると認められるもの

(補助事業の実施区域)

第5条 補助事業の実施区域は、別表第1に定めるところによる。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第2に掲げる経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、補助対象としない。

- (1) 補助事業の実施にかかわらず経常的に発生する経費
- (2) 証拠資料等で支払い金額が確認できない経費
- (3) 飲食及び接待等に係る経費
- (4) 補助事業の実施に必要な臨時的な雇用以外に係る人件費
- (5) 補助金の交付決定前に発生した経費
- (6) 補助事業を実施する年度内に支払が完了しない経費
- (7) 社会通念上不適切と認められる経費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、40万円を上限とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、新発田市中心市街地エリア空き店舗利活用補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第2号様式の2）
- (3) 誓約書（別記第2号様式の3）
- (4) 補助対象経費の金額が確認できる資料（見積書等）
- (5) 補助事業実施箇所の位置図
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、同一団体につき同一年度内に1回とする。

（交付決定）

第9条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を可としたときは、新発田市中心市街地エリア空き店舗利活用補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、補助金の交付を否としたときは、新発田市中心市街地エリア空き店舗利活用補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更交付申請等）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、やむを得ない事情により補助事業の内容を変更しようとするときは、新発田市中心市街地エリア空き店舗利活用補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更交付申請を承認したときは、新発田市中心市街地エリア空き店舗利活用補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（取消申請等）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業を中止するなどの理由により、補助金の申請を取り消そうとするときは、遅延なく新発田市中心市街地エリア空き店舗利活用補助金取消申請書（別記第7号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する取消しの申請を承認したときは、新発田市中心市街地エリア空き店舗利活用補助金取消承認通知書（別記第8号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業を実施する年度3月31日のいずれか早い日までに、新発田市中心市街地エリア空き店舗利活用補助金実績報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記第10号様式）
- (2) 収支決算書（別記第10号様式の2）

（補助金の確定）

第13条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、これを審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、新発田市中心市街地エリア空き店舗利活用補助金確定通知書（別記第11号様式）により補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 前項に規定する審査に当たっては、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

（補助金の概算払い）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者の申出により、補助事業の内容等に応じ必要と認めるときは、補助事業完了前に補助金を支払うことができるものとする。

（取消し及び返還）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

改正後の新発田市中心市街地エリア空き店舗利活用補助金交付要綱の規定は、令和7年8月1日から実施する。